

(平成25年1月30日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認青森地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和39年7月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年7月25日から同年8月1日まで
年金記録を確認したところ、昭和39年7月分の厚生年金保険被保険者期間が欠落していることが判明した。申立期間については、A社B工場のC市から新設されたD市に異動した時期であり、会社に継続して勤務していたことから、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び元同僚の証言から判断すると、申立人がA社B工場に申立期間も継続して勤務し（昭和39年7月25日に同社B工場（C市）から同社B工場（D市）に異動）、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場（D市）の昭和39年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、

事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和39年7月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年7月25日から同年8月1日まで
年金記録を確認したところ、昭和39年7月分の厚生年金保険被保険者期間が欠落していることが判明した。申立期間については、A社B工場のC市から新設されたD市に異動した時期であり、会社に継続して勤務していたことから、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び元同僚の証言から判断すると、申立人がA社B工場に申立期間も継続して勤務し（昭和39年7月25日に同社B工場（C市）から同社B工場（D市）に異動）、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場（D市）の昭和39年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年5月から6年3月までの期間及び14年4月から17年6月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年5月から6年3月まで
② 平成14年4月から17年6月まで

年金記録を確認したところ、申立期間①及び②の国民年金保険料は未納期間とされているが、申立期間の前後はいずれも保険料の免除期間と記録されている。私は、申立期間①及び②も同様に免除申請の手続を行っていたので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間①及び②について、自宅に訪問していたA市の職員に国民年金保険料の免除申請を行っていた。申立期間前後の国民年金保険料はいずれも免除と記録されているのに、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。申立期間①については、元妻の分も一緒に免除申請を行っていた。」と主張しているところ、オンライン記録及びA市の国民年金被保険者名簿（電子データ）の記録を見ると、申立期間①の保険料については、申立人及び申立人と一緒に免除申請手続を行ったとする申立人の元妻の記録も同様に未納となっており、当該期間に係る免除申請手続を行った形跡は見当たらず、その主張とは符合しない。

また、申立期間②の国民年金保険料については、申立人のオンライン記録及びA市の国民年金被保険者名簿（電子データ）の記録はいずれも未納となっており、当該期間に係る免除申請手続を行った形跡は見当たらない。

さらに、国民年金保険料の免除申請手続は毎年行わなければならない

ところ、申立期間①及び②は合計5年度と複数年度にわたっており、行政側がこの手続を一度も記録しないとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料の免除申請手続をしていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が当該期間の保険料納付の免除申請手続をしていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年10月1日から4年10月1日まで
私は、平成3年10月1日から4年10月1日まで、A社（B病院）に勤務し、厚生年金保険に加入した覚えがあるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録書により、申立人が申立期間において、B病院に嘱託C業務師として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、当該事業所では、「申立期間当時、嘱託C業務師は、共済組合や社会保険への保険加入はしておらず、国民健康保険等に加入してもらっていた。このため、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入手続は行っておらず、厚生年金保険料の納付もしていない。正式にB病院で採用したC業務師及び職員は、地方公務員としてD縣市町村共済組合に加入させていた。」と回答している上、D縣市町村共済組合からは、「申立人の申立期間に係る加入記録は無い。」と回答を得ており、申立人の申立てを裏付ける関連資料及び証言を得ることはできなかった。

また、申立期間において、当該事業所で厚生年金保険被保険者資格を取得している者は6人いるが、所在が判明し回答の得られた二人は、いずれも「申立人は分からない。私自身はC業務師ではない。」と供述しており、申立人の申立てを裏付ける証言を得ることはできなかった。

さらに、当該事業所の被保険者縦覧照会回答票を確認したが、申立期間において、申立人の名前は無く、健康保険証整理記号番号に欠番も無い。

加えて、オンライン記録により、申立人は、申立期間について国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。